

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和2年2月19日

全国健康保険協会島根支部

支部長 大塚正明

1 調達内容

- (1) 調達件名 歯周病検査キット一式の購入及び歯周病検査実施にかかる業務委託
(2) 調達案件の特質等 仕様書による。
(3) 委託期間 契約締結日から令和3年3月31日

2 見積方法

見積金額は、検査1回あたりの単価とする。履行に関する一切の諸費用を見積金額に見込むこと。

競争参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった税抜金額を見積書に記載すること。また、契約の決定に当たっては、見積書に記載された金額に消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

3 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。
(2) 平成31・32・33年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ中国地域の競争参加資格を有する者であること。
(3) 過去に同種業務を受託した実績を有すること。
(4) 全国健康保険協会から損害賠償請求を受けていない者であること。
(5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
(6) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
(7) プライバシーマークの取得、ISO/IEC27001、JISQ27001のいずれかの認証を取得し、もしくはこれに準ずる資格を取得している者、またはそれに準ずる内容を独自の規約等で定めている者であること。
(8) 見積書の提出前に支部が定める仕様書を取得している者であること。

4 見積書及び競争参加に必要な書類の提出場所等

(1) 提出場所及び仕様書交付場所

〒690-8531 島根県松江市殿町383山陰中央ビル2階

全国健康保険協会島根支部 企画総務グループ TEL 0852-59-5140 [担当 : 桑原]

(2) 仕様書の内容に対する問い合わせ先

全国健康保険協会島根支部 企画総務グループ TEL 0852-59-5140 [担当 : 渡辺]

(3) 提出期限 令和2年3月11日（水）12時

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ること。
- (2) 見積書には、事業所名、代表者名を記入のうえ、代表者印を押印すること。
- (3) 前記3に示した競争参加資格のない者の見積書は無効とする。
- (4) 提出した書類の差し替え、変更及び取り消しをすることはできない。
- (5) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 契約保証金 全額免除
- (8) 契約の相手方の決定方法

本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会島根支部長が判断した競争参加者であって、見積書を提出期限内に提出し、かつ最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

(9) 見積競争の結果、契約の相手方に決定した者のみ令和2年3月11日（水）17時までに電話で連絡することとする。

【参考】

全国健康保険協会会計細則 一抜粋一

第25条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないとされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないとができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。